

秋田市告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	柳館松崎 2号線	秋田市下北手柳館字向田289番2地先 秋田市下北手松崎字前谷地34番2地先	1,335.80	5.1 ～ 28.0
	新	柳館松崎 2号線	秋田市下北手柳館字向田289番2地先 秋田市下北手松崎字前谷地34番2地先	1,335.80	5.1 ～ 28.0

2 区域変更および供用開始の期日

令和3年12月17日

3 縦覧期間

令和3年12月17日から令和4年1月12日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和3年12月29日から令和4年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで